

地域医療支援病院名称承認事前協議書

(社会福祉法人恩賜財団済生会 済生会兵庫県病院)

(様式1)

地域医療支援病院名称承認事前協議書

1 病院の概要

名称	社会福祉法人恩賜財団 済生会兵庫県病院	設立年月日	大正8年5月10日
病院の所在地	神戸市北区藤原台中町5丁目1番1号		
開設者	支部長 中井 亨	病床数	一般 268 床
管理者	院長 山本隆久		療養 床
診療科目	内科・外科・小児科・産婦人科・整形外科・脳神経外科・呼吸器外科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・泌尿器科・循環器内科・腎臓内科・呼吸器内科・麻酔科・放射線科・歯科口腔外科・消化器内科・リウマチ科・アレルギー科・リハビリテーション科		精神 床 結核 床 感染症 床 計 268 床

2 医療従事者

職名	必要数	現在人員	職名	必要数	現在人員
医師	18名	45名	薬剤師	8名	9名
看護師	83名	244名	栄養士	3名	4名
准看護師	—	2名	放射線技師		11名
看護補助者		30名	調理師		16名
臨床検査技師		13名	事務員		52名
理学療法士		9名	その他		24名
作業療法士		0名	計	112名	459名

3 地域医療支援病院開設の趣旨等

・当該二次医療圏域の医療事情

当院の位置する北区北神地区は、人口154万人の神戸二次医療圏に属していますが、神戸市の中心部からは離れており、西宮市、三田市、三木市の三市に隣接した地域で、面積は神戸市の26%を占め、人口は5.6%の8,6万人の新興住宅地と田園地帯とが合わさった地域である。当院の患者は、約半数が神戸市北区以外の近隣の異なった二次医療圏から受診しており、北区の中でも地域の地理的な特徴が現れている。

(様式1)

北区の人口も全国と同様、今後20年間は引き続き減少していくが、65歳以上の高齢化率は上昇していくと推計されており、当院の患者年齢構成をみても、北神地区の患者に於いては、65歳以上の高齢者が半数を占めている。特に内科、呼吸器外科、整形外科、眼科、泌尿器科などの比率が高くなっている。

また、当院の特徴としては、周産期母子医療センターを有し、周辺地域からの母体搬送、小児救急を受け持ち、産科、小児科の入院患者が多くなっている。

・ 地域医療支援病院開設の趣旨

当院は神戸市北区人口約22万人の中、北神地区を中心に地域医療を展開しています。

病院の理念は地域住民の皆様へ「信頼」「安心」の医療の提供を掲げて日々努力しており、また、済生会の創立の精神を引き継いで、保健、医療、福祉の充実・発展に寄与しています。

当院はH15年より地域医療連携室を設置し、地域医療機関と連携強化、相談業務の体制も整備し患者支援に対応しています。救急医療は成人・産科・小児の体制を整備しています。在宅療養後方支援の取得しており、連携医から24時間の受入可能です。

地域医療機関には高度医療機器の共同使用や医療従事者間との事例検討会や研修会に参加で意見交換等を行っています。

今後も地域中核病院の役割を果すべく努力して参ります。

4 関係者との調整に関する事項

関係者	調整状況
地元医師会	地域医療支援病院の委員を委嘱し、委員会において地域のニーズを伺い、必要な支援内容を検討している。 3月11日に神戸市北区医師会、3月25日に神戸市医師会より同意を得ています。
健康福祉推進協議会	7月13日開催予定の神戸市保健医療審議会医療専門分科会において、当院の地域医療支援病院名称承認に係る審議が行われる予定です。
その他	地域の保健所、地元消防署、兵庫県看護協会等にも地域医療支援委員会を委嘱し、地域のニーズ等を伺い必要な支援を検討している。

平成28年 3月 25日

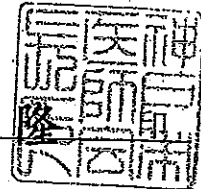
社会福祉法人 恩賜財団 済生会兵庫県病院
院長 山本 隆久 殿

地域医療支援病院名称使用の承認申請に関する同意書

当医師会は、貴院が地域の中核病院として、地域住民が必要とする医療を受け、安心して療養を続けられるために近隣の医療機関や「かかりつけ医」、介護施設などと連携し、神戸市の医療圏における地域医療をさらに充実させるため、地域医療支援病院として承認申請されることに同意いたします。

一般社団法人 神戸市医師会

会長 置 塩



神北医発第59号

平成28年3月11日

社会福祉法人 恩賜財団 済生会兵庫県病院
院長 山本 隆久 様

地域医療支援病院名称使用の承認申請に関する同意書

当医師会は、貴院が地域の中核病院として、地域住民が必要とする医療を受け、安心して療養を続けられるために近隣の医療機関や「かかりつけ医」、介護施設などと連携し、神戸市北区の医療圏における地域医療をさらに充実させるため、地域医療支援病院として承認申請されることに同意いたします。

神戸市北区医師会

会長 高原 哲 夫



(様式第1号の2)

5. 施設の構造設備

施設名	設備概要
集中治療室	(主な設備) 病床数 9床
化学検査室	(主な設備) 全自動生化学分析装置×1、多項目自動血球分析装置×1、全自動輸血検査装置×1、血球洗浄遠心機×1、全自動血液培養・抗酸菌培養装置×1、薬品用冷蔵庫×1
細菌検査室	(主な設備) 蛍光観察用顕微鏡×1
病理検査室	(主な設備) 自動染色装置×1、密閉式自動固定包埋装置×1、ドラフトチャンバー×1
病理解剖室	(主な設備) 解剖台×1
研究室	(主な設備) パソコン×1
講義室	室数 1室 収容定員 100人
図書室	室数 1室 蔵所数 2,300冊程度
救急用又は患者搬送用自動車	(主な設備) 保有台数 1台 (取得予定)
医薬品情報管理室	[専用室の場合] 床面積 20.25㎡

(注) 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

診察室	27ヶ所 323.60㎡
処置室	13ヶ所 292.54㎡
手術室	5ヶ所 236.64㎡ 機器別紙参照
臨床検査室	4ヶ所 386.57㎡ 機器別紙参照
エックス線装置	別紙参照

調剤所	1ヶ所 155.86㎡
麻酔器	麻酔管理システムナルコメド2B×2 全身麻酔装置MERA (3201) ×1 (701) ×1
給食施設	1ヶ所 343.36㎡
陣痛室	2カ所 26.10㎡
分娩室	3ヶ所 78.30㎡
新生児室	1ヶ所 10.00㎡
沐浴室	2カ所 26.10㎡
調乳室	2カ所 17.70㎡
NICU	1ヶ所 61.86㎡ 機器別紙参照
GCU	1ヶ所 87.10㎡

手術室

装置名	商品名/型番	メーカー
手術台	MDT-8000N	ミスホ
ビデオカメラ(両支脚器)	08-070-04	ミスホ
患者監視装置	TOPICS	コーリンメディカルテクノロジー
手術用无影灯	PRX6431SAL/DF	東機質
酸化エチレンガス滅菌装置	VSER-AM09W	サクラ精機
高圧蒸気滅菌装置	RG-32FNW	三浦工業
超音波手術器(キューサー)	Sonoca300	エムエスメディカル
超音波洗浄装置(ジェットウォッシャー)	MU-5100(シグナル7・電気加熱タイプ)	シャープエンジニアリング
ビデオカメラ	MS-451THP2	ホキメディカル
ビデオジョンカメラシステム	IMAGE-1 H3-Z	ストルツ
トライアングルトラクター	89-6111	ニチオン
喉頭ファイバースコープ	LF-DP 3.1mm	オリンパス
手術用カメラヘッド	OTV-S7H-1NA	オリンパス
電気ス	コンメシステム5000	小林メディカル
高圧蒸気滅菌装置	NSS-G12W	サクラ精機
手術室无影灯	スカイレット R9 リフレ	山田医療照明
電動油圧手術台	MOT-5602SRMB	瑞穂医科工業
全身麻酔装置	エスパイ7900Pro	GEヘルスカアソジャパン
電気ス	システム5000	コンメ社
ビデオカメラスコープ	METRxx	メトロニクスソフテックネック
超音波凝固切開装置(カミナル)	GEN11	ジョンソンアントジョンソン
医用映像記録システム	CXHD	セブンスステイメンションデザイン
眼科手術用顕微鏡	OMS-610	トプコン
手関節用創外固定器	37-001	東機質
手関節用創外固定器セット	37-002	東機質
高速気腹装置	UH1-2	オリンパス
骨滅菌器	ロバーターSD2	テロシヤ
自動麻酔記録装置	AR-600	日本コーリン
自動麻酔記録装置	AR-600	日本コーリン
内視鏡医用TVシステム用カメラヘッド	MH-972N・AR-T12E	オリンパス
ロンシーレックホルダーシステム	R 737-33-A1	村中医療機器
サニタール骨鋸ハンドピース	システム5000	ストライカー

手術室

品名	商品名/型番	メーカー
産婦人科用吸引器	VD-1000	トイフ
ビデオカメラ/スコープ/冷光源等システム		日本メトロニク
外科内視鏡手術装置		オリンパス
ホプキンスIIテレスコープ 30°	K27005BA	カール・ストルツ
パワープロコントローラー	PR-2000-000-00	シンマー
クニケツシステム(止血装置)	ATS2000・60-2000-101-00	シンマー
泌尿器科TUR手術器械セット	K27050E・K27040SL(K27040XA付)	カール・ストルツ
膀胱鏡ホプキンスIIテレスコープ 30°	K27005BA	カール・ストルツ
局所麻酔用神経刺激装置	HNS12	ヒー・フ・ラウエースクラフ
電気モトコントシステム	コントシステム2450	小林メテikal
シルバークラフパットピース	HP-054	ジョンソン・エント・ジョンソン
パワープロIIトライバー		シンマー
ストルツレセクトスコープセット		ストルツ
Storz ハイビジョン胸腔鏡カメラシステム		エムシーメテikal
IMPLANTOR Neo	IMPLANTOR Neo	ナカニシ
ソフリンハントピース	SOV680290	AMO
胸骨鋸スターナムソー	PR-6450-M00-00	シンマー
顎骨用電動鋸	ハ・リオサーン	ナカニシ
STORZ縦隔鏡セット	K22260131-3	カール・ストルツ
整形外科用電動ドリル	PR-6200-M00-00	シンマー
マルチカラーレーザー光凝固装置	NOVUS varia	ルミナス
泌尿器科用カメラシステム	K22220131-3	ストルツ
手術用電動ドリル	PR-6200-M00-00	シンマー
IPCシステム	IPCコンソール	日本メトロニク
超音波白内障手術装置	white star signatureシステム	AMO
全身麻酔装置2台	エスパイ77900Pro・エイシスProEt C	GEヘルスケアジャパン
液晶メテikalモニター	LMD-2451MD	ソニー
ハイスピードドリル	EM200	日本メトロニク
腹腔胸腔ビデオスコープ		オリンパス
カメラヘッド		ストルツ
手術顕微鏡	ikegami	ライカ

検査科

装置名	商品名/型番	メーカー
インキュベーター	MIR-153	三洋メーコ
全自動pH血液ガス分析装置	パイル248	パイル
ディスカッション顕微鏡(デジカメ付)	BX51-33・BX2-SD0・DP12-A	オリンパス
オートクレーブ (HVE-25)	HVE-25	平山
薬用冷蔵ショーケース	340リットル型 MPR-311D H	サンヨー
薬用保冷庫	215リットル型 MPR-213F	サンヨー
システム顕微鏡	BX41-12	オリンパス
自動細胞収集装置オートスマ	CF-12D	クラ精機
オートスパイロメーターシステム21	SYSTEM21	メト医科学
血液保冷庫	MBR-107T (H)	サンヨー
長時間心電図記録解析装置	SCM-5000システム	フクダ電子
ビリルビン濃度測定装置 UB777タイプ-	UA-2	アロース
デジタル脳波計	EEG-1714	日本光電
生体情報モニター(自動血圧計)	BX-10	オムロンコーリン
誘発電位・筋電図検査装置	MEB-9104	日本光電
テルスーション輸液ポンプアクトアクリン	TB-161SAC	テルモ
ティッシュテック TECプラスシステム	TEC-P-S	クラ精機
EVIS磁気カトリーター	MCR-E40 (B)	オリンパス
パクトシステムソフト	M-KL83	栄研化学
純水造装置ピュアライト15ℓ/h純水	PRA-0015	オカノ
超音波診断装置(心エコー)	XARIO SSA-660A	東芝メーカシステムズ
超音波診断装置(腹部エコー)	XARIO SSA-660A	東芝メーカシステムズ
臨床検査システム	MELAS-1	アイテック阪急阪神
密閉式自動固定包埋装置	ティッシュテックVIP-5-Jr-J0	クラ精機
多本架冷却遠心機	AX-310 スイックローター-TS-7C	トミー工業
全自動血液凝固測定装置	CS-2100i-	シスメックス
全自動便中ヒトヘモグロビン分析装置	HM-JACK	協和メックス
全自動尿分析装置オーションマックス	AX-4030	アークレイ
多機能心電計		フクダ電子
医用トレットシ		フクダ電子
血球洗浄遠心機	MC-450	日立工機

検査科

装置名	商品名/型番	メーカー
超音波診断装置(腹部)	SSD-ALPHA7ST	アロカ
全自動血液培養・抗酸菌培養装置	バクテアマト3Dコンプレクション	シスメックス・ビオメリュー
電子マイクロハックス探触子	UTS-9133	アロカ
全自動赤血球沈降速度測定装置	モニター20	常光
細胞診用顕微鏡	BX53	オリンパス
血液用顕微鏡	BX53	オリンパス
蛍光観察用顕微鏡	BX53	オリンパス
薬品冷蔵庫	MBR-107T4	パナソニックヘルスケア
全自動輸血検査装置	ECHO	イムコア
薬用冷蔵ショーケース	MPR-1014-PJ	パナソニックヘルスケア
多項目自動血球分析装置	XN-1000	シスメックス
解析付心電計	FCP-8600	フクダ電子
血液脈派検査装置	BP-203RPEIII	オムロン
給排気設備	トランスチャンバー	ダートン
全自動グルコース・グリコヘモグロビンA1C測定装置	HA-8181 GA-1171	アークレイ
自動染色装置	DRS-Prism	サクラフアイソテック

放射線科

装置名	商品名/型番	メーカー
心電計	ECG-9201	日本光電
デジタルカメラ E. CAM	B. CAM	東芝メICALシステム
超電導磁気共鳴診断装置(MRI)	1.5T INTERA AchievaNOVA	フィリップスEJメICAL
経皮的循環補助システムキビオックス	EBS	テルモ
電動式回診用X線装置	MOBILE ART Lumina (MUX-100HJ)	島津製作所
電動式回診用X線装置	MOBILE ART II (MUX-100JL)	島津製作所
X線骨密度測定装置	PRODIGY-Primo	GE横河メICALシステム
コグックフィルム現像機器	CRシステム	ゲアストリーム
電動式回診用X線装置	MOBILE ART Lumina (MUX-100HJ)	島津製作所
ウェアハイク(自転車ヘルメーター)	BE-250	フク電子
院内画像配信システム	PACS	横河電機
除細動器	LIFEPAK1000	オトトロニック
ヘッドサイトモニター	BSM-2301	日本光電
128スライスCTスキャナー	TSX-101A/NA	東芝メICALシステム
MRI用ハルスオキシメーター	7500F0	スターフコク
一般撮影装置	RADspeedPro	島津製作所
白黒透過濃度計(マンモ用)	TM-5	伊原テクノ
画像解析装置ソフトウェアバージョンアップ	AZE Virtual Place Ver3.3	AZE
消化管撮影装置	EXAVISTA17	日立メICAL
カネ式自動注腸装置	2100型	クリエートメICAL
外科用X線C7-A装置	SIREMOBIL Compact	シーメンスジャパン

NICU

装置名	商品名/型番	メーカー
ホータブル保育器	ACDC	トイツ
ホータブル血液分析器	アイスクット200	扶桑薬品
保育器B(インファントインキュベーター)	V-2100G	アトムメディカル
新生児用人工呼吸器	ベビローグ8000プラス(HFV)	トレーゲル
新生児用人工呼吸器	ベビローグ8000プラス(HFV)	トレーゲル
保育器B傾斜フト	V-2100G	アトムメディカル
液晶テレビ	LC26GD3	シャープ
保育器・B傾斜フト	V-2100G・CM-6482S	アトムメディカル
未熟児・新生児用人工呼吸器	ベビローグ8000プラス	トレーゲル
EMB鼻腔式持続陽圧呼吸補助装置	インファントフローシステム	EMB
保育器(B傾斜フト)	V-2100GHL	アトムメディカル
光線治療ユニット(新生児光線治療器)	PIT-220TLR	アトムメディカル
テルフュージョンシリジポンプ	TE-331S1N	テルモ
保育器	V-2100G	アトムメディカル
2クランク小児・学童用ベット	KB-655 KE-511	バラマウソ
未熟児・新生児用人工呼吸器	ベビローグ8000プラス	トレーゲル
乾熱式温乳器 Mil-on K-1型	Mil-on K-1型	エイシン電機
インファウォーマー	V-505HL	アトムメディカル
超音波初ライファーエプロネ	AG-AP6000-JP	タイコヘルスケア
ラックンサーパス自動洗浄機	SRA型	三田理化
薬用冷蔵ショーケース	MPR-312D(CN)	パナソニックヘルスケア
小児用人工呼吸器カリオα	メイトン社ビストンHFO/IMV	イワキ
サットメッセージバージョンアップ	SAT-MESSAGE II	タイコヘルスケア
脳波モニター・体温管理システム	アキテックサン	ケアフェュージョン・メテイバンス
小児用人工呼吸器	インファントフローサイバップ	近畿エアウォーター
超音波診断装置(新生児用)	Aplio300	東芝メディカルシステムズ
SPO2センサーモニタシステム	600X他	コウイテイエンジヤパン
血液ガスシステム	ABL800 Basic	ラジオメーター
黄疸計	JM-105	ユニカムルタ
新生児用体重計	NS-608N	アトムメディカル
新生児用ベット	KB-117	バラマウソベット

NICU

装置名	商品名/型番	メーカー
ポータブル保育器	ACDC	トイフ
保育器	オムタツラフ・オムベツト	GEヘルスケアジャパン
デネフ無影灯	DLM35M	美和医療電機
シーリングペンダント	MHL-500 シーリングペンダント	エアウオーター マツダジャパン
メテikalフリーザー	KM-MU49H1J	パナソニックヘルスケア
新生児用人工呼吸器	VN500	トレーゲル
搾乳器	メテラシンフオー	三誠
無菌状態維持装置	MCV-131BNF-PJ	パナソニックヘルスケア
薬用冷蔵ショーケース	MPR-1014R-PJ	パナソニックヘルスケア
光線治療器	ネオフルーLED	アトムメテikal
新生児処置台	ネオテフル	アトムメテikal
保育器	テュアルインキュー	アトムメテikal
保育器	インファントウォーマー	アトムメテikal
搬送用保育器	V-808	アトムメテikal
新生児聴力検査装置	ネイタスアルコ	アトムメテikal
保育器	インキュー	アトムメテikal
小児用モニター	SME-VIEW	コウイテイエソ
小児用ベット	2クランキキャッチベット	パラムウントベット
経皮血液ガス分圧測定装置	TCM4	ラジオメーター

(様式第2号) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていることを証する書類及び救急医療の提供実績

1. 地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率

地域医療支援病院紹介率	57.4%	算定期間	平成27年4月1日 ~ 平成28年3月31日
地域医療支援病院逆紹介率	77.7%		
算出根拠	A : 紹介患者の数		8,325人
	B : 初診患者の数		14,505人
	C : 逆紹介患者の数		11,272人

(注) 1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 3 それぞれの患者数については、前年度の延数を記入すること。

(様式第3号) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
1	医師	矢持 亘	常勤	38:20	
2	医師	左右田 裕生	常勤	38:20	
3	医師	藤田 一郎	常勤	38:20	
4	医師	篠田 弘昭	常勤	38:20	
5	医師	谷口 博章	常勤	38:20	
6	医師	廣吉 基己	常勤	38:20	
7	医師	富山 憲一	常勤	38:20	
8	医師	中村 吉貴	常勤	38:20	
9	医師	本城 裕美子	常勤	38:20	
10	医師	奥谷 貴弘	常勤	38:20	
11	医師	下川 泰史	常勤	38:20	
12	医師	山根 正之	常勤	38:20	
13	医師	佐藤 公彦	常勤	38:20	
14	医師	木下 恵祐	常勤	38:20	
15	医師	柳瀬 公彦	常勤	38:20	
16	医師	美田 良保	常勤	38:20	
17	医師	竹田 和正	常勤	38:20	
18	医師	富山 陽子	常勤	30:00	短時間
19	医師	船田 菜津子	常勤	22:00	短時間
20	医師	三輪 明弘	常勤	38:20	
21	医師	牧原 夏子	常勤	38:20	
22	医師	村尾 真理子	常勤	38:20	
23	医師	白川 得朗	常勤	38:20	
24	医師	石井 優子	常勤	38:20	
25	医師	野坂 潮	常勤	28:00	短時間
26	医師	濱田 佳奈	常勤	38:20	
27	医師	森 昭嘉	常勤	38:20	

28	医師	金 修妍	常勤	38:20	
29	医師	徳元 翔一	常勤	38:20	
30	医師	豊永 絢香	常勤	38:20	
31	薬剤師	竹村 敏也	常勤	38:20	
32	薬剤師	米谷 浩明	常勤	38:20	
33	薬剤師	下雅意 彩	常勤	38:20	
34	薬剤師	生田 紀美	常勤	38:20	
35	薬剤師	中條 恵美	常勤	38:20	
36	薬剤師	垂井 綾香	常勤	38:20	
37	薬剤師	宮本 佳奈	常勤	38:20	
38	薬剤師	高橋 優子	常勤	38:20	
39	薬剤師	大木 香織	常勤	38:20	
40	放射線技師	牧 篤司	常勤	38:20	
41	放射線技師	中野 和徳	常勤	38:20	
42	放射線技師	正信 次郎	常勤	38:20	
43	放射線技師	尾田 靖浩	常勤	38:20	
44	放射線技師	佐藤 栄一	常勤	38:20	
45	放射線技師	廣中 啓人	常勤	38:20	
46	放射線技師	西田 美紀	常勤	38:20	
47	放射線技師	水垣 貴行	常勤	38:20	
48	放射線技師	前島 早希	常勤	38:20	
49	放射線技師	保氣口 晃代	常勤	38:20	
50	放射線技師	駒井 美里	常勤	38:20	
51	臨床検査技師	吉井 隆	常勤	38:20	
52	臨床検査技師	玉田 万寿美	常勤	38:20	
53	臨床検査技師	伊藤 和史	常勤	38:20	
54	臨床検査技師	廣瀬 富紀	常勤	38:20	
55	臨床検査技師	中尾 友美	常勤	38:20	
56	臨床検査技師	田港 清子	常勤	38:20	

57	臨床検査技師	久玉 恵子	常勤	38:20	
58	臨床検査技師	亀井 直樹	常勤	38:20	
59	臨床検査技師	山川 亮子	常勤	38:20	
60	臨床検査技師	竹田 純	常勤	38:20	
61	臨床工学技士	山本隆行	常勤	38:20	
62	臨床工学技士	岡本信彦	常勤	38:20	
63	臨床工学技士	梅垣亮介	常勤	38:20	
64	臨床工学技士	篠崎太一	常勤	38:20	
65	看護師	関 美恵子	常勤	38:20	
66	看護師	高嶋 真理子	常勤	38:20	
67	看護師	高木 弓子	常勤	38:20	
68	看護師	劔木 みどり	常勤	38:20	
69	看護師	高鍋 美香	常勤	38:20	
70	看護師	大館 夕子	常勤	38:20	
71	看護師	廣中 由香	常勤	36:00	短時間
72	看護師	久保 麻美	常勤	38:20	
73	看護師	田中 真由美	常勤	38:20	
74	看護師	藤原 ゆかり	常勤	38:20	
75	看護師	野々脇 敬子	常勤	38:20	
76	看護師	高橋 未佳	常勤	38:20	
77	看護師	辻井 孝子	常勤	38:20	
78	看護師	有方 あかね	常勤	38:20	
79	看護師	平岡 知香	常勤	38:20	
80	看護師	北村 裕美	常勤	38:20	
81	看護師	高田博美	常勤	38:20	
82	看護師	近藤由佳	常勤	38:20	
83	看護師	山中京子	常勤	38:20	
84	看護師	松岡由紀	常勤	38:20	
85	看護師	村岡はつみ	常勤	38:20	

86	看護師	渡邊恵理子	常勤	38:20	
87	看護師	三輪桂子	常勤	38:20	
88	看護師	工藤なる	常勤	38:20	
89	看護師	直江朋恵	常勤	38:20	
90	准看護	尾ノ井 裕子	常勤	38:20	

2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	8床
専用病床	4床

(注) 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

3 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
救急センター	78.88㎡	(主な設備) 汎用超音波画像診断装置 搬送用ベッドサイドモニター 自動式除細動器 イメージングI.C.Uベッド 人工呼吸器 救急ストレッチャー 無影灯 解析付心電計 人工呼吸器 輸液ポンプ シリンジポンプ	可
	㎡	(主な設備)	
	㎡	(主な設備)	

4 備考

--

(注) 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。

既に、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について(昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知)に基づき救急医療を実施している病院にあっては、その旨を記載すること。

5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数	1,087人 (443人)
上記以外の救急患者の数	3,261人 (989人)
合計	4,348人 (1,432人)

(注) それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	1台 (取得予定)
---------------	-----------

(様式第4号) 地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用(共同利用)のための体制が整備されていることを証する書類

1 共同利用の実績

・共同利用を行った医療機関等の述べ数 2313件 (H27.4.1~H28.3.31)

MRI	808件	内視鏡	482件
MRA	188件	その他	131件
CT	704件		

(注) 前年度において共同利用を行った実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率を明記すること。

2 共同利用の範囲等

・開放型病床数: 10床	・地域医療福祉事業室	・図書室
・講義室(2階)	・第一会議室	・ふじの里多目的ホール
・MRI、CT、胃カメラ、大腸カメラ、RI、心エコー、腹部エコー、マンモエコー		
・頸部エコー、ホルター心電図、トレッドミル、レントゲン撮影(一般、マンモグラフィ)		
・アンギオグラフィ装置	・低温療法システム(アクティックスン2000)	他

(注) 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

ア 共同利用に関する規定の有無 (有)・無

イ 利用医師等連携医制度の担当者 氏名: 篠田 弘昭 (医療福祉事業部 部長) が統括。医療福祉事業室の職員が担当する。

職 種: 医師 看護師 MSW 事務員

(注) 共同利用に関する規定が有る場合には、当該規定の写しを添付すること。

4 登録医療機関の名簿

医療機関名	開設者名	住 所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
相澤医院	相澤かおり	神戸市北区唐櫃台2-22-11	内・小	無
芦田眼科	芦田容子	神戸市北区有野町有野1243-1	眼	無
芦田内科	芦田正毅 芦田延之	神戸市北区有野町有野1240-2	内・循・ 胃腸・放	無
安部内科婦人科クリニック	安部直英	神戸市北区有野中町1-11-10	内・婦・胃腸	無
石岡整形外科	石岡 勉	神戸市北区有野町有野922-1	整・リハ	無
市川内科医院	市川嘉男	神戸市北区有野台7-4-5	内・小	無
内田クリニック	内田吉則	神戸市北区日の峰2-3-1	外・整・リハ	無
宇津医院	宇津 尚	神戸市北区緑町6-9-21	内・小	無
大寺整形外科	大寺和満	神戸市北区藤原台中町1-2-1	整・リハ	無
おおにし内科医院	大西淳子	神戸市北区藤原台南町4-10-8	内・循・リハ	無

医療機関名	開設者名	住 所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
オカ・レディス・クリニック	岡 憲史	神戸市北区大原3-8-1	産・麻	無
岡田耳鼻咽喉科	岡田拓治	神戸市北区藤原台中町1-2-1	耳	無
押谷クリニック	押谷高志	神戸市北区日の峰2-3-1	消・呼・放・内	無
河津外科胃腸科	河津祐則	神戸市北区唐櫃台2-22-7	外・胃腸	無
きたむらクリニック	北村秀之	神戸市北区上津台8-1-1	内・循	無
木村眼科医院	木村 稔	神戸市北区甲栄台4-1-13	眼	無
くすのき医院	楠 忠樹	神戸市北区淡河町萩原字宮脇202-1	脳・整・神	無
くらた眼科	倉田直季	神戸市北区藤原台北町7-5-2	眼	無
向陽病院	山口健也	神戸市北区有野町有野1490	精・神	無
小坂家庭医療クリニック	小坂文昭	神戸市北区甲栄台4-2-15	内・外・小	無
小山小児科医院	小山正人	神戸市北区鈴蘭台南町4-8-26	小・内	無
近藤内科クリニック	近藤誠宏	神戸市北区藤原台中町1-4-1	循・内	無
先山クリニック	先山嘉延	神戸市北区有馬町188-23	内・整・リハ	無
先山ゆけむり診療所	先山 徹	神戸市北区有馬町1198	外・内・整	無
さだひろごどもクリニック	貞弘信行	神戸市北区藤原台北町7-6-2	小・ア	無
たかた内科クリニック	高田幸浩	神戸市北区八多町中1061	内・呼・循	無
高橋内科クリニック	高橋芳洋	神戸市北区鈴蘭台北町1-5-1	内・循	無
田上眼科医院	田上勇作	神戸市北区藤原台中町1-2-1	眼	無
つじ腎泌尿器科クリニック	辻 功	神戸市北区藤原台中町1-2-1	泌	無
つだ内科クリニック	津田晃孝	神戸市北区藤原台北町7-6-6	内・循・呼	無
鶴皮膚科医院	鶴 圭一郎	神戸市北区鈴蘭台東町1-6-9	皮	無
東内医院	東内直己	神戸市北区藤原台北町6-13-11	内・小・循	無
富永神経科クリニック	富永貴則	神戸市北区藤原台中町1-2-1	神・精・心	無
豊田胃腸科外科	豊田 俊	神戸市北区南五葉3-4-22	胃腸・外・整・ 肛・泌・リハ	無
なかた医院	中田康則	神戸市北区鹿の子台北町5-12-2	内・小・ア	無
西原内科クリニック	西原英樹	神戸市北区北五葉1-3-11	内・消	無
恒生病院	頃末和良	神戸市北区道場町日下部1788	脳・外・整・内・ リハ・放・神	無
福山診療所	福山 守	神戸市北区葛蒲が丘1-14-1	内・外・小	無
細川医院	細川 徹	神戸市北区道場町日下部1844	外・整・胃腸	無
松岡産婦人科クリニック	松岡謙二	神戸市北区緑町1-6-18	産・小	無
松田病院	松田彦功	神戸市北区松が枝町3-1-74	外・消・肛・内・ 循・神・整・泌・ リハ・放	無
松本クリニック	松本正道	神戸市北区有野台2-1-9	外・胃腸	無
すずらん病院	稲見直邦	神戸市北区鈴蘭台西町2-21-5	内・循・消・腎・ 外・整・リハ	無
ママクリニック	上田真太郎	神戸市北区有野町唐櫃3389	産・婦・小	無
みずとりクリニック	水鳥真和	神戸市北区藤原台北町7-2-7	産・婦	無
みや耳鼻咽喉科	三宅博文	神戸市北区有野町有野3392-6	耳	無
もとむら眼科医院	本村英子	神戸市北区日の峰2-3-1	眼	無
森鼻小児科医院	森鼻 豊	神戸市北区鹿の子台南町3-9-22	小・内	無
矢野内科医院	矢野 満	神戸市北区藤原台中町1-2-1	内・胃腸	無
山脇クリニック	山脇 平	神戸市北区鹿の子台北町4-9-2	小・内・ア	無

医療機関名	開設者名	住 所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
有泉病院	豊坂昭弘	神戸市北区有野町中町3-29-6	内・皮	無
横山診療所	横山英二	神戸市北区鈴蘭台北町1-4-10	内・外・小・放	無
吉武内科	吉武 桂	神戸市北区鈴蘭台北町1-2-2	内・循	無
吉田内科クリニック	吉田英得	神戸市北区藤原台中町6-26-4	内・消・小	無
レディスクリニックヨコヤマ	横山一海	神戸市北区有野中町2-13-17	婦	無
あおぞらクリニック	佐埜 勇	三田市大畑字清水357-1	外・肛・循	無
上田医院	上田佳昭	三田市駅前町4-31	内・循	無
エバラこどもクリニック	江原伯陽	三田市弥生が丘1-11	小・ア	無
カシオクリニック	榎尾洋一	三田市狭間が丘2-1-7	内・小	無
木村クリニック	木村忠史	三田市駅前町9-3	内・消・放・リハ	無
ごとう内科	後藤文禮	三田市福島148-1	内	無
シオタニレディスクリニック	塩谷朋弘	三田市中央町10-10	婦・産	無
とくやまクリニック	徳山彰俊	三田市弥生が丘2-13-4	外・小	無
中津クリニック	中津彩子	三田市南ヶ丘1-52-8	眼・脳	無
藤村耳鼻咽喉科	藤村英一	三田市すずかけ台2-3-1	耳	無
前橋内科循環器科医院	前橋延光	三田市貴志字丁田79-1	内・循・呼	無
円山医院	円山アンナ	三田市武庫が丘4-1-1	内・心	無
もりした小児科	森下順彦	三田市福島148-1	小	無
内橋内科医院	内橋正仁	西宮市山口町下山口5-3-6	内・呼・循	無
白川外科胃腸科	白川 勝	西宮市山口町名来1-15-1	内・胃腸・外・ 肛・リハ	無
大矢歯科診療所	大矢安孝	神戸市北区有野台2-1-9	歯	無
かいもと歯科	海本一夫	神戸市北区有野中町2-16-25	歯	無
シラセ歯科	白瀬 明	神戸市北区唐櫃台2-11-15	歯・小歯・矯正	無
末吉歯科医院	末吉秀次	神戸市北区山田町上谷上字古々山29-83	歯	無
西尾歯科クリニック	西尾嘉高	神戸市北区藤原台中町1-2-1	歯	無
野田歯科医院	野田博文	神戸市北区花山台東町3-33-101	歯	無
長谷歯科医院	長谷勝也	神戸市北区花山台2-38	歯	無
ほりい歯科医院	堀井俊秀	神戸市北区西山1-17-1	歯・小歯	無
三好歯科医院	三好健次	神戸市北区東有野台1-14	歯・小歯・矯正	無
森鼻歯科医院	森鼻健史	神戸市北区道場町道場48	歯	無
井殿歯科医院	井殿泰造	三田市中央町4-24	歯・小歯・矯正	無
英保歯科・矯正歯科	英保裕和	三田市けやき台3-76-6	歯・小歯・矯正	無
小寺歯科医院	小寺 修	三田市三田町23-5	歯・小歯・矯正	無
杉本歯科医院	杉本光昭	三田市つづじが丘北2-2-6	歯・小歯	無
たなか歯科医院	田中道生	三田市あかしあ台1-52-2	歯・小歯・矯正	無
中西歯科医院	中西 透	三田市高次1-10-5	歯・小歯・矯正	無
ばんどう歯科	板東直子	三田市三田町7-5	歯・小歯・口外	無
古田歯科診療所	古田 徹	三田市中央町4-5	歯	無
松割歯科クリニック	松割 聡	三田市学園7-1-2	歯・小歯・矯正・ 口外	無
吉田歯科診療所	吉田和美	三田市福島354	歯	無
常倍歯科医院	常倍康正	三木市吉川町大沢120-1	歯・矯正	無

注 当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

常時共同利用可能な病床数

10床

済生会兵庫県病院開放型病床設置運営要領

第1 基本協定書に基づく病診連携

1. 病院及び登録医間で、相互に組織的に患者病歴情報を交換し、地域住民の健康管理を両者一体となって推進する。
2. 地域全体の診療水準の向上と、高度医療機器の効果的利用及び専門医の能力活用のため、登録医より受診予約並びに検査予約を受付ける。
3. 病診連携の機能分担を明確化し、患者の効果的な再配分のため、患者の相互紹介を緊密に行う。

第2 登録医

1. 開放型病床及び病院諸施設を利用する医師は、登録医届出書（様式1）を済生会兵庫県病院院長に提出し、同病院長が適当と認定した場合は登録医とする。

第3 登録医受持患者の入院

1. 患者入院を希望する登録医は、開放型病床入院申込書（様式4）を同封した紹介状を持参の上、該当科を受診させる。ただし、休日及び時間外の場合は病院当直医を通じた入院とする。

（連絡先）

休日及び時間外（当直医）

電話 078-987-2222（代表）

2. 開放型病床への入院期間は、重篤な患者を除き30日以内とする。
3. 入院患者には、開放型病床案内書（様式3）により説明し、開放型病床入院申込書（様式4）に署名捺印のうえ、紹介状を同封し受診させる。
4. 入院日、症例検討会の日、手術日などは済生会兵庫県病院よりFAXで連絡する。

第4 登録医の来訪

1. 診療のため訪院されたときは、医療福祉事業室で来院簿（様式5）に記入し、白衣に着替え、ネームプレートを着けたうえ病棟に向かう。
なお病院内の諸施設利用のため来訪されるときも同様とする。

2. 訪院された場合は、当院の担当医または、指導医は可能な限り来棟し、登録医との意見交換に応ずるものとする。
3. 来訪時間は、原則として午前9時から午後8時までとする。ただし、患者が生命の危機にさらされているときはその限りではない。
4. 午後5時以降は夜間出入り口より入り、守衛室で来院簿に記入し、患者の入院している病棟へ行き診療を行う。

第5 登録医の診療

1. 登録医は、受持患者の一般診療、症状、治療方針の説明、カルテの閲覧及び所見記載をすることができる。
なお、説明にあたっては、当院の担当医との不一致がないよう十分事前協議を行う必要がある。
2. 治療上の責任は病院側にあるので、投薬、注射、検査処置等、直接患者に影響を及ぼし得るような指示は、担当主治医の指示とし、助言協議を通じて間接的に行うことを原則とする。
3. 手術及び観血的処置検査には、原則として登録医が携わることはないが、研修あるいは技術協力のため立合うことができる。
4. 登録医が訪院できないときは、電話により当院の担当医に症状の問い合わせを求められることができる。

第6 検査予約

1. 予約できる検査項目は、(様式2)の検査項目による。登録医は検査予約票(様式2)に必要事項を記載し、医療福祉事業室(FAX 078-987-4866)にFAXで送信する。
2. 医療福祉事業室は、予約票により対応可能な日時を確認したうえ、当該予約票に決定した事項を記入して登録医にFAXで返信する。
3. 登録医は、返信された予約票の下部キリトリ線以下を患者に渡し、検査受診の日時を説明し来院して頂く。
4. 検査結果報告書は、可及的速やかにFAXまたは郵便で登録医あてに送信する。

第7 運営に関する業務内容

1. 来訪登録医の訪院の記録
2. 登録医及びその基本属性マスターファイルの登載
3. 病院の外来診療担当医及び専門医一覧表、主要検査予定表検査マニュアル及び院内

研修会、行事案内など登録医への送信

4. 検査結果等の送信
5. 検査予約
6. 患者紹介実績、検査利用状況等、統計資料の医師会への報告
7. その他病診連携推進上必要な業務、または、業務に支障をきたした場合、病院長との相互相談の上、決定する。

第8 開放型病院共同指導料

1. 登録医は、開放型病床に患者を入院させ、共同指導すれば共同指導料が算定できる。
この場合、開放型病院共同指導票（様式6）に指導内容を記録する。
2. 開放型病院指導票は3部複写で各病棟看護師詰所に常備されている。
1部は登録医が持ち帰り、自院の診療録に添付し、これに基づきレセプトを作成し、共同指導料を保険請求する。
なお、他の2部のうち、1部は病院カルテ貼付用とし、1部は病院請求用とする。
3. 開放型病院共同指導料の患者一部負担金は、病院が患者より徴収し、登録医口座へ送金する。

2012.04.01 改訂

済生会兵庫県病院施設連携利用運営規程（案）

平成28年 月 日制定施行

（目的）

第1条 この規程は、済生会兵庫県病院（以下「病院」という。）と地域の医療機関の医師等が、病院の施設の一部を連携利用することにより、それぞれの機能を補完し地域医療の向上に寄与することを目的とする。

（施設連携利用を行う医師）

第2条 連携利用を行う者は、病院に対して別紙様式により申し出た者（以下「連携利用医」という。）とする。

（連携利用の対象施設）

第3条 連携利用の対象となる施設、設備等は次のとおりとする。

- (1) 施設連携利用の対象となる専用病床（以下「開放病床」という。）
- (2) 高額医療機器等
- (3) 図書室
- (4) その他院長が必要と認める施設、設備等

（対象施設の利用）

第4条 開放病床の入院患者の診療及び指導は、連携利用医と病院の主治医（以下「主治医」という。）が連携して行うものとする。主治医が不在の場合は、原則として当該診療科部長が代行する。

- 2 開放病床の入院患者は、急性期医療を必要とする患者とする。
- 3 開放病床・高度医療機器等および図書室の利用は別に定める。

（連携利用時間）

第5条 施設連携利用時間については、病院の休日を除く月曜日から金曜日までの午前9時00分から午後5時00分までとする。

（利用者の義務）

第6条 第3条に定める施設、設備等を施設連携利用する場合は、病院の諸規定を遵守しなければならない。

（医療事故等の対応）

第7条 施設連携利用時に生じた医療事故等については、病院の諸規定に基づき対応する。

（秘密の厳守）

第8条 連携利用医は、施設連携利用時に知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に開示、漏

洩してはならない。

(経費の負担)

第9条 施設連携利用に係る経費は、病院負担とする。

(診療報酬の請求)

第10条 施設連携利用に伴う診療報酬請求は、連携利用医と病院双方が独自に行う。

(運営委員会の設置)

第11条 施設連携利用の実施に関する事項等を審議するために「済生会兵庫県病院地域医療支援委員会」を設置する。

(その他)

第12条 本規程の詳細については、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年 月 日から施行する。

(様式第5号) 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することの証明

1 研修の内容

<ul style="list-style-type: none"> ・医療安全研修会 (2回) ・個人情報保護研修会 (1回) ・コンプライアンス研修会 (1回) ・母乳育児支援研修会 (1回) ・感染管理認定看護師による研修会 (4回) ・新生児蘇生法第一次コース認定 (1回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染対策研修会・セミナー含む (6回) ・接遇研修会 (1回) ・消化器センター事例検討会 (2回) ・北神三田周産期医療検討会 (1回)
---	---

* () 内の回数は平成27年度の開催回数

2 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	20回
(2) (1) の合計研修者数	他施設245人と院内978人 合計1,223人

(注) 1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを記入すること。

(注) 2 (2) には、前年度の研修生の実数を記入すること。

3 研修の体制

- ア 研修プログラムの有無 有 ・ 無
- イ 研修委員会設置の有無 有 ・ 無
- ウ 研修指導者

研修指導者氏名	職 種	診療科	役 職 等	臨床経験数	特 記 事 項
矢持 亘	医師	循環器内科	副院長	28年	
廣吉 基巳	医師	外科	院長補佐兼部長	29年	教育責任者
中村 吉貴	医師	外科	部長	25年	
奥谷 貴弘	医師	小児科	部長	27年	
篠田 弘昭	医師	消化器内科	部長	23年	
谷口 博章	医師	循環器内科	副部長	21年	
竹村 敏也	薬剤師	薬剤科	薬剤科長	33年	
小川 麻由美	看護師	看護部	感染認定看護師	23年	

(注) 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

4 研修実施のための施設及び設備の概要

施設名	床面積	設 備 概 要
講義室	78.9㎡	(主な設備) 電子カルテ・プロジェクター・スクリーン マイク・スピーカー
第一会議室	39.2㎡	(主な設備) スクリーン・プロジェクター
図書室	78.3㎡	(主な設備) インターネット・医学系図書
多目的ホール	413.3㎡	(主な設備) プロジェクター・スクリーン・マイク・スピーカー

済生会兵庫県病院院内教育委員会規程

(名 称)

第1条 本委員会の名称は、院内教育委員会と称する。

(目 的)

第2条 本委員会は、済生会兵庫県病院(以下「本病院」という。)における教育に資することを目的とする。

(委員の構成)

第3条 委員会の委員は、次の者をもって構成する。

診療部門、看護部門、コメディカル部門、事務部門より8名

(組 織)

第4条 委員会に、委員長をおく。

2 委員長は、本病院役職員のうちから、院長が任命する。

3 委員は、委員長が選任し、幹部会において決定する。

4 委員長は、会議を統括し、会議の議長となる。

5 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長が指名した者が、その職務を行う。

(任 期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠で選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第6条 委員会は、原則として偶数月第4水曜日に開催する。ただし、必要に応じて委員長が臨時に召集することができる。

(協議事項)

第7条 委員会は、次の事項について協議する。

(1) 全職員を対象とした院内の教育・研修に関すること

(2) 院外の教育・研修に関すること

(3) その他、これらに関する事項

(議決と報告)

第8条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。委任による出席は認めない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数の意見を尊重し採決決定する。

3 委員長は、前項の規定により、議決された事項については、速やかに幹部会に文書で報告するものとする。

(事 務)

第9条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

(附 則)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

教育委員会委員名簿

提出年月日：平成28年 4月 8日

委員会名： 院内教育委員会

届出者氏名： 横山貴久

	部 署	役 職	氏 名
委員長	医局	副院長	廣吉 基己
事務局	医療情報室	事務員	横山 貴久
委 員	医局	循環器内科部長	谷口 博章
委 員	看護部	副看護部長	井上 千秋
委 員	看護部	副看護部長	堀川 葉弥子
委 員	放射線科	主任	佐藤 栄一
委 員	検査科	臨床検査技師	竹田 純
委 員	総務課	主任	井口 深雪
委 員	医療情報室	医療情報室長	田中 文子

(様式第6号) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	院長 山本隆久
管理担当者氏名	総務課 前出恭宏・医療情報室兼企画室 田中文子・医事課 平井和広・医療福祉事業室 百岳富美乃

		保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約		総務課 医療情報室	病院日誌(総務課・データベース出力) その他(医療情報室・電子カルテ・サーバー)
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	医療福祉事業室	院内サーバー・データベース
	救急医療の提供の実績	医事課	院内サーバー・データベース
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	企画室 医療福祉事業室	院内サーバー・データベース
	閲覧実績	医事課	院内サーバー・データベース
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	医療福祉事業室	院内サーバー・データベース

(注) 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

済生会兵庫県病院における個人情報保護に関する基本規程

平成 22 年 10 月 1 日

第1章 基本理念

(目的)

第1条 本規程は、情報化社会の進展及び個人情報保護に関する社会的ニーズの増大にかんがみ、済生会兵庫県病院(以下「病院」という。)において収集、利用、保存される患者とその関係者(以下「患者等」という。)の個人情報を「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」という。)及び厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づき適正に取扱い、その保護を図ることを目的とする。当病院職員の個人情報の取扱いについては、別途定める。

第2章 用語の定義

(用語の定義)

第2条 本規程で使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

(1)患者

病院に入院・通院しているか入院・通院歴のある患者、妊産婦、新生児、或いは健診受診者をいう。

(2)個人情報

患者等の特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、病院が業務上取得又は作成した情報のすべてをいう。

(3)診療録等

診療の過程で患者の身体状況、症状、治療等について作成又は収集された書面、画像等のすべてをいう。

(4)匿名化

個人情報の一部を削除又は加工することにより特定の個人を識別できない状態にすること。匿名化された情報は、個人情報としては扱われない。

(5)職員等

病院の業務に従事する正規職員のほか、パート職員等雇用関係にある全ての職員及び派遣社員、業務委託従事者等直接の雇用関係の有無にかかわらず当院で勤務する全ての者。

(6)個人情報保護管理責任者

医療における個人情報保護に関し十分な知識を有する者で、個人情報保護に関する具体的な取り組みを推進する責任者をいう。

(7)個人情報保護監査責任者

個人情報保護に関する運用状況を定期的に監査するための責任者をいう。

(8)個人情報保護責任者

各部署において、個人情報保護に関する具体的な取り組みを行う管理者をいう。

第3章 個人情報の取得

(個人情報の取得)

第3条 患者から個人情報を取得する場合には、その情報の利用目的、当該情報を第三者に提供する場合について、あらかじめ患者に公表する。公表の方法については、ガイドラインに基づき病院内の掲示により行う。

2. いったん特定した利用目的を後に変更する場合には、患者に利用目的の変更内容を通知する。ただし、利用目的を変更する場合には、前項の手順にしたがって、あらためて患者に利用目的の変更内容を通知する。また、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると認められる範囲を超えることのないよう留意する。

3 個人情報の取得は、適法かつ公正な手段によって行うものとする。

第4章 診療録等の取扱いと保管(紙媒体により保存されている診療録等)

(保管の際の注意義務)

第4条 診療録等の保管については、毎日の業務終了時に所定の保管場所に収納し、滅失、毀損、盗難等の防止に十分に注意するものとする。

(利用時の注意義務)

第5条 患者の診療中や事務作業中など、診療録等を業務に利用する際には、滅失、毀損、盗難等の防止に十分留意するとともに、記録の内容が他の患者など部外者等の目に触れないよう配慮しなくてはならない。

(訂正)

第6条 いったん記録した診療録等を、後日書き改める場合には、もとの記載が判別できるように二重線で抹消し、訂正箇所に日付及び訂正印を押印することとする。この方法によらずに診療録等を書き改めた場合には、改竄したものとみなされることがあるので、十分留意するものとする。

(院外持ち出し禁止)

第7条 診療録等は、原則として院外へ持ち出してはならない。ただし、職務遂行上やむを得ず持ち出す場合には、病院長の許可を得ることとする。

(廃棄)

第8条 法定保存年限又は、病院所定の保存年限を経過した診療録等を廃棄処分にする場合には、裁断・焼却又は溶解処理を確実に実施するものとする。

第5章 診療録等の取扱いと保管(電磁的に保存されている診療録等)

(コンピュータ情報のセキュリティ確保)

第9条 診療録等をコンピュータを用いて保存している部署では、コンピュータの利用実態等に応じて、情報へのアクセス制限等を適宜実施するものとする。また、通信回線等を經由しての情報流出、外部からの不正侵入等の被害を未然に防ぐよう、厳重な措置を講じるものとする。特に、職員等以外の者が立ち入る場所又は、その近くにおいてコンピュータ上の診療記録等を利用する際には、モニターに表示された画面を通じて患者の個人情報が当該患者以外の外部の者の目に触れることのないよう留意しなくてはならない。

(データバックアップの取扱い)

第 10 条 コンピュータに格納された診療録等は、機械的な故障等により情報が滅失や見読不能となることのないよう、各部署において適宜バックアップの措置を講じるものとする。

(データのコピー利用の禁止)

第 11 条 コンピュータ内の診療録等の全部又は一部を、院外での利用のために、他のコンピュータ又は記録媒体に複写することは、原則として禁止する。

ただし、職務遂行上止むを得ない場合には、病院長の許可、管理のもとに行うことができるものとする。

(データのプリントアウト)

第 12 条 コンピュータ等に電磁的に保存された個人情報をプリントアウトした場合には、紙媒体の診療録と同等に厳重な取扱いをしなければならない。

(紙媒体記録に関する規定の準用)

第 13 条 電磁的な保存がなされている診療録等の取扱いについては、前第 4 条、前第 8 条の規定の趣旨も準用する。

第 6 章 診療及び診療報酬請求事務以外での診療録等の利用

(目的外利用の禁止)

第 14 条 個人情報保護法の定める利用目的の制限の例外に該当する場合を除き、あらかじめ患者本人の同意を得ないで前第 3 条で特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、患者の個人情報を取扱ってはならない。

(匿名化による利用)

第 15 条 患者の診療録等に含まれる情報を、診療及び診療報酬請求事務以外の場面で利用する場合には、その利用目的を達しうる範囲内で、可能な限り匿名化しなければならない。

(医療に係る研究への利用)

第 16 条 患者の診療録等に含まれる情報を、医療に係る研究に利用する場合には、厚生労働省等の「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「遺伝子治療臨床研究に関する指針」、「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「遺伝学的検査に関するガイドライン」、「ヒト遺伝情報に関する国際宣言」及び病院の「職業倫理憲章」等に基づき取扱うこととする。

第 7 章 個人情報の第三者への提供

(患者本人の同意に基づく第三者提供)

第 17 条 患者の個人情報を第三者に提供する場合には、前第 3 条に基づいてあらかじめ公表している場合を除き、原則として所定様式(様式 1-1)の書面により本人の同意を得なければならない。個人情報保護法に基づく第三者であっても、第三者提供をするか否かを病院が任意に判断し得る場合には、提供に際して原則として本人の同意を得るものとする。

(患者本人の同意を必要としない第三者提供)

第 18 条 前 17 条の規定に係らず以下の場合には、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)23 条に掲げる場合は、本人の同意を得ることなく第三者へ提供することができる。

- (1) 法令上の届け出義務、報告義務等に基づく場合。
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは、地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意をうることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第 8 章 個人情報の本人への開示、訂正等

(開示)

第 19 条 患者は、病院が保有する自己の個人情報について開示を所定様式(様式 2-1)の書面により請求することができる。なお、その取扱いについては、「個人情報開示等の手続き要領」・「診療情報提供に関する実施要綱」の定めによる。

(内容の訂正・追加・削除請求)

第 20 条 患者が、患者本人に関する情報に事実でない内容を発見した場合には、所定様式(様式 3-1)の書面により訂正・追加・削除(以下、「訂正等」という。)すべき旨を申し出ることができる。病院長は、訂正等の請求を受けた際には、幹部会にて協議のうえ、訂正等の請求に応じるか否かを決定し、訂正等の請求を受けたときから原則として 3 週間以内に所定様式(3-2)の書面により請求者に対して回答するものとする。

(訂正等の拒否)

第 21 条 患者からの個人情報の訂正等の請求が、以下のいずれかの事由に該当すると判断された場合には、病院長は訂正等を所定様式(様式 3-3)の書面により拒むことができるものとする。

- (1) 当該情報の利用目的からみて訂正等が必要でない場合。
- (2) 当該情報に誤りがあるとの指摘が正しくない場合。
- (3) 訂正等の対象が事実でなく評価に関する情報である場合。
- (4) 対象となる情報について当院には、訂正等の権限がない場合。

(訂正等の方法)

第 22 条 本規程に基づいて診療録等の訂正等を行う場合には、訂正前の記載が判読できるよう当該箇所を二重線等で抹消し、新しい記載の挿入を明示し、併せて訂正等の日時、事由等を付記しておくものとする。訂正等の請求に応じなかった場合においても、請求があった事実を当該部分に注記しておくものとする。

(利用停止等の請求)

第 23 条 患者が、当院が保有する当該患者の個人情報の利用停止、第三者提供の停止、又は消去(以下、「利用停止等」という。)を希望する場合は、所定様式(様式 4-1)の書面によりその旨を申し出ることができる。病院長は、利用停止等の請求を受けた際には、幹部会にて協議のうえ、利用停止等の請求に応じるか否かを決定し、請求を受けた時から原則として1週間以内に、所定様式(様式 4-2)の書面により請求者に回答するものとする。

(利用停止等の拒否)

第 24 条 患者からの個人情報の利用停止等の求めが、以下のいずれかの事由に該当すると判断された場合には、病院長は利用停止等を所定様式(様式 4-3)の書面により拒むことができるものとする。

- (1) 利用目的の逸脱が認められない場合。
- (2) 当該個人情報の取得に際して、不正は認められなかった場合。
- (3) その他法令で定める場合。

第 9 章 業務の委託等

(業務の委託等)

第 25 条 患者の保有個人情報の取扱いにかかわる業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しないものを選定することがないように、必要な措置を講ずる。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。

- (1) 患者の個人情報に関する秘密保持等の義務。
- (2) 再委託の制限又は条件に関する事項。
- (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項。
- (4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項。
- (5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項。
- (6) 違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項。

2 患者の保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

第 10 章 個人情報保護のための組織体制

(個人情報保護管理責任者及び個人情報保護監査責任者等の選任)

第 26 条 病院長は、職員等の責任体制の明確化を図り、本規程の具体的取り組みを推進するために、個人情報保護管理責任者及び個人情報保護監査責任者各 1 名を選任する。また、各部署に個人情報保護責任者として別途定める必要人員を選任する。

- (1) 個人情報保護管理責任者は、個人情報保護委員会委員長とする。
- (2) 個人情報保護監査責任者は、副院長とする。
- (3) 個人情報保護責任者は、各部署の責任者とする。

(個人情報保護管理責任者の責務)

第 27 条 個人情報保護管理責任者は、本規程に基づき率先して個人情報の適正な管理及び保護の任にあたる。

(個人情報保護監査責任者の責務)

第 28 条 個人情報保護監査責任者は、本規程の運用状況を定期的(毎年 1 回以上)に監査し、監査報告書を作成し、病院長に報告しなければならない。

(苦情・相談等への対応)

第 29 条 個人情報の取扱い等に関する患者等からの苦情・相談等の相談窓口は「医事課」が対応する。

2 病院長は、患者相談窓口責任者を選任する。

(個人情報保護委員会)

第 30 条 患者の個人情報の取扱いを協議するため、個人情報保護管理責任者を委員長とする「個人情報保護委員会」を置く。なお、「個人情報保護委員会」の運用及び構成員については別途定める。

第 11 章 守秘義務及び罰則

(守秘義務等)

第 31 条 病院の業務に従事する全ての職員は、その職種の如何を問わず職務上知りえた個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。病院を退職した後においても同様とする。

2 本規程及び前項に違反した職員等は、就業規則並びに雇用契約及び委託契約等により処分を行う。

第 12 章 雑 則

(内規)

第 32 条 本規程の運用に必要な内規は別途定める。

(規程の見直し)

第 33 条 本規程は、必要に応じて見直すこととする。

(規程の改廃)

第 34 条 本規程の改廃は、幹部会において決定する。

附 則

(施行期日)

本規程は平成18年5月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 本規程は平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

(様式第7号) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲覧責任者氏名	院長 山本 隆久
閲覧担当者氏名	医事課長 古達 淳一
閲覧の求めに応じる場所	医事課・相談室
閲覧の手続の概要 別添「個人情報保護マニュアル」内の個人情報開示等手続き要領参照	

前年度の総閲覧件数		27件
閲覧者別	医師	0件
	歯科医師	0件
	地方公共団体	7件
	その他	20件

診療情報提供に関する実施要綱

1. 基本理念と目的

情報化社会に於ける情報公開の流れのなかで、自己の情報を知る権利が重要性を増しております。医師が診療情報を積極的に提供することにより、患者が疾病と診療内容を十分に理解し、医療の担い手である医師と医療を受ける患者とが相互に信頼を保ちながら、共同して疾病を克服することがより可能となり、インフォームド・コンセント（自己決定権の保証）の一環として、診療情報の提供が重要であり、診療情報の提供によって患者と医療従事者との信頼関係を向上させ、最適かつ円滑な治療を行うことを目的とするものである。

2. 定義

- (1) 「診療情報」とは、診療の過程で、患者の身体状況、病状、治療等について、医療従事者が知り得た情報をいう。
- (2) 「診療録等」とは、診療録、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療課程の要約その他の診療の過程で患者の身体状況、病状、治療等について作成、記録または保存された書類、画像等の記録をいう。
- (3) 「診療情報の提供」とは、① 口頭による説明、② 説明文書の交付、③ 診療録等の開示等具体的な状況に即した適切な方法により、患者等に対して診療情報を提供することをいう。
- (4) 「診療録等の開示」とは、患者等の求めに応じ、診療録等を閲覧に供することまたは診療録等の写しを交付することをいう。

3. 医療従事者が守らなければならない原則

- (1) 医療従事者は、患者等にとって理解を得やすいように、懇切丁寧に診療情報を提供するように努めなければならない。
- (2) 医療従事者は、患者の同意を得ずに、患者以外の者に対し診療情報の提供を行うことは、医療従事者の守秘義務に反し、法律上の規程がある場合を除き認められない。
- (3) 医療従事者は、診療録等を正確かつ最新の内容に保つように努め、診療録等の訂正は、訂正した者、内容、日時等が分かるように行い、改ざんは行ってはならない。
- (4) 医療従事者は、原則として、診療中の患者に対して、次に掲げる事項等について丁寧に説明しなければならない。① 現在の病状及び診断病名、② 予後、③ 処置及び治療の方針、④ 処方する薬剤について、薬剤名、服用方法、効能及び特に注意を要する副作用、⑤ 代替的治療法がある場合には、その内容及び利害得失、⑥ 手術や侵襲的な検査を行う場合には、その概要、危険性、実施しない場合の危険性及び合併症の有無
- (5) 医療従事者は、患者が「知らないでいたい希望」を表明した場合には、これを尊重しなければならない。
- (6) 医療従事者等は、患者等が患者の診療録等の開示を求めた場合には、原則としてこれに応じなければならない。

4. 提供できる診療情報の範囲

- (1) 「診療録等」(2. 定義による)
- (2) 原則として法定の診療録保存期限内のものとする。

5. 診療録等の開示を申請できる者

診療録等の開示を申請できる者は、原則として患者本人とするが、次に掲げる場合には、患者本人以外の者が患者に代わって開示を申請できるものとする。

- (1) 患者に法定代理人がいる場合には、法定代理人。ただし、満15歳以上の未成年者については、疾病の内容によっては患者本人のみの請求を認めることができる。
(「法定代理人」とは、成年後見制度における成年後見人・保佐人・補助人などをいう)
- (2) 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人
- (3) 患者本人から代理権を与えられた親族またはこれに準ずる者
- (4) 患者が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実には患者の世話をしている親族またはこれに準ずる者
- (5) 前各号の他、適当と認めるときは、前各号に準ずる者に対して閲覧または謄写を認めることがある。

【早見表】

患者		患者が成年	患者が未成年
申請者			
成年	判断能力がある場合	・患者に判断能力がある場合 →本人および*1、*2、*3 ・患者の判断能力に疑義がある場合 →*1(親族の同意を条件とすることが出来る)	・親権者および*1、*2、*3
	判断能力がない場合	不可	不可
未成年	満15歳以上で合理的な判断ができる状態にある場合	*1、*3	親権者の有無にかかわらず本人とすることが出来る(条件:患者の同意が必要)
	満15歳以上で合理的な判断ができない状態にある場合	不可	不可
	満15歳未満	不可	不可

申請者の区分

- *1—実際に患者の扶養または介護をしている親族またはこれに準ずる者
- *2—法定代理人(成年後見人・保佐人・補助人・成年後見監督人・保佐監督人・補助監督人)
- *3—患者本人から代理権を与えられた親族またはこれに準ずる者

6. 診療情報の提供を拒むことができる場合

申請がなされた診療情報が以下の場合に該当するときは、診療情報の提供、診療録等の開示の全部あるいは一部を拒むことがある。ただし、幹部会の審議を経るものとする。

- (1) 患者本人の心身を著しく損なうことが懸念されるとき。

悪性腫瘍・遺伝性疾患・精神疾患等の病名が知れることにより、適切な診療ができない場合。

- (2) 第三者の利益を害する恐れがあるとき。
第三者から得た紹介状などの情報で、当該第三者の了解を得られない場合等。
- (3) 未成年者の法定代理人による申請であっても、提供することにより、当該未成年者の利益に反する場合。
- (4) 第三者には、請求権を認めない。
- (5) 前各号の他、診療録の開示を不相当とする相当の事由があるとき。

なお、医療従事者は診療録等の開示を拒む場合には、原則として、申請者に対して文書により、その理由を示さなければならない。

また、苦情処理の体制についても併せて説明しなければならない。

【兵庫県の医療安全支援センター・医師会の苦情処理機関（様式8）（ポスター）・院内の苦情処理体制】

7. 診療情報提供の手続きについて

診療情報提供の手続きは、以下のとおりとする。ただし、日常の診療活動における診療情報の説明（インフォームド・コンセント）において、一部の診療録等を閲覧に供する場合、この手続きを省略することができる。

- (1) 申請者は、主治医または「医事課」にその旨を申し出る。
- (2) 申請者は、「診療内容説明請求書」（様式6-1）ならびに「個人情報に関する開示請求書」（様式2-1）（以下「請求書」）を病院長に提出する。

なお、代理人が申請する場合は、請求書とともに委任状（様式5）を提出する。

- (3) 病院長は、請求書を受け取った日から3週間以内に診療内容提供の可否について、「診療内容説明回答書」（様式6-2）、「個人情報に関する開示請求への回答書」（様式2-2・様式2-3）により請求者に通知する。なお、病院長は幹部会を招集し、診療情報提供の可否に関する審議を指示することができる。

8. 診療情報の提供について

- (1) 診療情報の提供は、原則として閲覧又は謄写の交付とする。さらに、申請者の求めがあれば、「診療要約（サマリー）・抄録」（様式7）を交付する。
- (2) 診療情報の提供は、病院が指定する場所において、院長が指定する職員の立会いのもとに行う。
- (3) 請求者が診療録等全てを外へ持ち出すことを禁止する。
- (4) 個人情報の秘密保持の観点より、請求者に対し当該情報の管理を慎重に、かつ責任を持って行うよう説明しなければならない。
- (5) 診療録の謄写は、病院長の許可を必要とする。

9. 閲覧・謄写の決定等

診療録等の閲覧・謄写の決定等の手続きは次のとおりとする。

- (1) 診療録等の閲覧・謄写の適否、その範囲等は、病院長が主治医または主任医長の意見を聞いて決定する。

- (2) 閲覧・謄写の日時・場所・方法等は、日常診療への影響を考慮して病院長が指定する。
- (3) 閲覧・謄写に際しては、主治医・主任医長その他病院長が指定する者が立会い、必要に応じて、診療情報提供の趣旨に従って説明を行う。

10. 診療情報提供に必要な費用の徴収

診療録等の謄写に要した代金の実費は、診療情報を求めた者に請求するものとする。

11. 幹部会（個人情報）の設置

- (1) 診療情報提供の請求があったとき、病院長が招集する。
- (2) 委員会は、病院長、管理局长、副院長、事務部長及び看護部長により構成され、病院長が任命する。
- (3) 幹部会は、診療情報提供を適切に行うために、請求者の適否・診療情報提供の可否並びに提供する診療情報の範囲について審議する。

12. 個人情報保護委員会の設置

- (1) 本実施要綱の作成ならびに見直しを行うため、済生会兵庫県病院個人情報保護委員会を設置する。

(附 則)

この要綱は、平成12年1月1日より実施する。

この要綱は、平成17年1月1日より実施する。

この要綱は、平成17年8月1日より実施する。

この要綱は、平成20年4月1日より実施する。

この要綱は、平成22年10月1日より実施する。

個人情報開示等手続き要領

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第29条に基づき、済生会兵庫県病院における個人情報の開示等の取扱いについて次のとおり定める。

(開示等の情報の範囲)

1. 原則的に生存する患者個人に関する情報とする。

(開示等の請求窓口)

2. 済生会兵庫県病院における個人情報の開示等の請求窓口は、医事課とする。

(開示等の請求に際して提出する書面の様式及び請求方法)

3. 開示等の請求に際して提出する書面の様式は別紙のとおりとし、来訪により受け付ける。

(開示等の請求者が本人又は代理人であること確認方法等)

4. 本人及び代理人(未成年又は成年被後見人の法定代理人及び本人が委任した代理人)の確認は、次の公的証明書により行うこととする。

本人の場合

運転免許証、健康保険の被保険者証、写真付き住民基本台帳カード、外国人登録証明書等の公的証明書

代理人の場合

本人及び代理人の公的証明書、弁護士の場合は登録番号、代理人を示す旨の委任状

(開示等の回答及び実施)

5. 開示等の請求に対し、許諾または拒否の回答をする。
開示請求許諾の場合、来訪いただき開示等を実施することを原則とする。

(手数料)

6. 手数料は別途定める。

(様式第8号) 委員会の開催の実績

委員会の開催回数	年1回	
委員会における議論の概要		
<ul style="list-style-type: none">・外部と内部のメンバーによる地域医療支援病院委員会は、H28年開催予定。・院内の地域医療支援病院委員会は、外来運営委員会にあわせて奇数月（5月、7月、9月、11月、1月、3月）に開催。		

(注) 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載すること。

済生会兵庫県地域医療支援委員会

委員名簿

区分	所属	役職名	氏名
外部委員	神戸市医師会	理事	近藤 誠宏
	神戸市北区医師会	副会長	相澤 かおり
	三田市医師会	会長	木村 忠史
	神戸市北消防署	署長	波方 宏彰
	神戸市保健所 北保健センター	センター長	片上 祐子
	兵庫県看護協会	常務理事	安部 陽子
内部委員	済生会兵庫県病院	院長	山本 隆久

事務局：済生会兵庫県病院 医療福祉事業部

平成28年 月 日制定施行

（目的）

第1条 済生会兵庫県病院（以下「病院」という。）は、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用、地域の医療従事者研修等の実施を通じて、地域の医療機関（かかりつけ医等）と連携し、地域における医療の確保と充実に必要な支援を行うため、「地域医療支援委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 施設の共同利用に関すること。
- (2) 救急医療の提供に関すること。
- (3) 地域の医療従事者に対する研修に関すること。
- (4) 診療に関する諸記録の管理・閲覧に関すること。
- (5) 紹介患者及び逆紹介患者に対する医療提供に関すること。
- (6) その他地域医療支援事業に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は病院長が指名する者を委員として組織する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。
- 3 委員会に委員長を置く。委員長は委員の中から互選により決定し、委員会を掌理するものとする。

（委員会の開催）

第4条 委員会は委員長が招集して開催し、議長となる。

- 2 委員長が事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。
- 3 委員会には必要ある時は、委員以外の出席を求め、その者の意見あるいは説明を受けることができる。
- 4 委員会は原則として年1回開催する。ただし、委員からの要請により委員長が必要と認めたときは、随時開催することができる。

（事務局）

第5条 委員会の事務局は、病院の医療福祉事業室が担当する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成28年 月 日から施行する。

(様式第9号) 患者相談の実績

患者相談を行う場所	○患者支援相談窓口・ ○ 相談室 ○その他 (インフォメーションで診療案内等の対応)
主として患者相談を行った者 (複数回答可)	MSW: 水口有美・松田隆志・大坪愛実 看護師: 小野敬子・百岳富美乃 事務員: 森昭代・和泉真紀・田中博
患者相談件数	H27年4月～H28年3月実績 6258件

患者相談の概要

H27年4月～H28年3月実績

退院先: 在宅 1194人 ・ 施設 398人 ・ 病院 742人	合計: 2334人
経 済: 無料低額診療事業 691人 ・ 医療費 371人 ・ 生活費 46人	合計: 1108人
社保制度: 介護保険1105人 ・ 高額療養費 76人 ・ 身障 144人 年金 2人 生活保護 42人 ・ 特定疾患 72人 ・ その他 37人	合計: 1478人
受診受療援助: 141人	
心理的援助: 201人	
子育て支援: 118人	
訪問看護: 149人	
在宅について: 575人	
医療安全: 3人	
そ の 他: 151人	

- * 無料低額診療事業を実施している神戸市の施設は、10件でその中の1施設である。
- * H27年度の無料低額減免率は10.45%、延べ数は16,527人である。
- * H27年度の相談実績表は、添付資料参照。
- * 患者サポート体制を設置、マニュアルに沿って患者相談の支援を実施している。

(注) 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が同定されないよう配慮すること。

その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類 (任意)

1 病院の機能に関する第三者による評価

① 病院の機能に関する第三者による評価の有無	有・無
・評価を行った機関名、評価を受けた時期 日本医療評価機構 3rd G 2015.3.11~2015.3.12 受審査 2015.6.5認定	

(注) 医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構等による評価があること。

2 果たしている役割に関する情報発信

① 果たしている役割に関する情報発信の有無	有・無
・情報発信の方法、内容等の概要 ・ホームページへの掲載 診療科情報、診療情報、イベント、 広報誌「窓」の発行 疾患の話、院内のトピックス、取組、新任医師の紹介 健康講座の開催 地域住民を対象に、毎回違う疾患を取りあげている。 健康相談 (1~2/月) 看護師・コメディカルによる相談 (UR 団地へ出前講義)	

3 退院調整部門

① 退院調整部門の有無	有・無
・退院調整部門の概要 入院時から退院に向けて患者家族が必要とする援助を、医師、看護師、MSW等関係職種が連携し、共同で計画的に進めている。医療福祉事業室が退院調整部門を担っており人員は看護師2名、MSW3名、事務3名で構成し退院がスムーズに支援出来る様に調整している。 院内では退院調整マニュアルに沿って進められている。又、月1回退院調整会議が開催され退院支援や調整に係る問題点等が討議されている。 (委員会メンバー：医師2名・看護師14名・MSW3名・医事課1名 合計20名) 退院先の支援実績人数：2334人 (平成27年度)	

4 地域連携を促進するための取組み

① 地域連携クリティカルパスの策定	有・無
・策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容 「大腸がん」「胃がん」「乳がん」「肺がん」「心筋梗塞後」 ・地域連携クリティカルパスを普及させるための取組み がんパス登録患者名簿を作成して、夜間休日でも断らないように対応している。 院内のパス委員会で問題点等は協議して進めている。 地域連携パスは、今後更に拡充を図ることが課題である。	

